

令和 8 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和8年2月24日

も く じ

報告第	1号	市営住宅にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	5
議案第	4号	令和7年度大東市一般会計補正予算（第7次）について-----	別冊
議案第	5号	令和7年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第	6号	令和7年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2 次）について-----	別冊
議案第	7号	令和7年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第2次） について-----	別冊
議案第	8号	令和7年度大東市介護保険特別会計補正予算（第4次）につ いて-----	別冊
議案第	9号	令和7年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3次）について-----	別冊
議案第	10号	令和7年度大東市2駅周辺整備事業特別会計補正予算（第1 次）について-----	別冊
議案第	11号	令和7年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第3 次）について-----	別冊
議案第	12号	令和7年度大東市水道事業会計補正予算（第3次）について----	別冊
議案第	13号	令和7年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第	14号	令和8年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第	15号	令和8年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	16号	令和8年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	17号	令和8年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	18号	令和8年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	19号	令和8年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について----	別冊
議案第	20号	令和8年度大東市2駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	21号	令和8年度大東市移管市営住宅事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	22号	令和8年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊

議案第 2 3 号	令和 8 年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 2 4 号	寺川ポンプ場改築工事請負契約の変更について-----	6
議案第 2 5 号	四条畷駅前東線道路整備工事請負契約の変更について-----	7
議案第 2 6 号	大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略 の変更について-----	別冊
議案第 2 7 号	大東市環境基本計画の変更について-----	別冊
議案第 2 8 号	大東市一般廃棄物処理基本計画の変更について-----	別冊
議案第 2 9 号	大東市障害者長期計画の変更について-----	別冊
議案第 3 0 号	大東市水道ビジョンの変更について-----	別冊
議案第 3 1 号	大東市火災共済条例の一部を改正する条例について-----	8
議案第 3 2 号	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条 例について-----	1 0
議案第 3 3 号	大東市行政手続条例の一部を改正する条例について-----	1 2
議案第 3 4 号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正 する条例について-----	1 5
議案第 3 5 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 について-----	1 7
議案第 3 6 号	大東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例について-----	1 9
議案第 3 7 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	3 2
議案第 3 8 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担に関する条例の一部を改正する条例について-----	3 4
議案第 3 9 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	3 7
議案第 4 0 号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	4 3
議案第 4 1 号	大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例について-----	5 2

議案第24号

寺川ポンプ場改築工事請負契約の変更について

令和5年9月26日付け議案第73号をもって議決された寺川ポンプ場改築工事請負契約を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

契約の金額中「637,804,200円」を「657,309,400円」に改める。

理 由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第25号

四条畷駅前東線道路整備工事請負契約の変更について

令和6年12月18日付け議案第84号をもって議決された四条畷駅前東線道路整備工事請負契約を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

契約の金額中「341,664,400円」を「330,369,600円」に改める。

理 由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第31号

大東市火災共済条例の一部を改正する条例について

大東市火災共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

火災等の共済見舞金の支給額を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市火災共済条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市火災共済条例（昭和51年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1項」を「前項」に、「とする」を「とし、2口まで加入することができる」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第6条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第2項中「親族等」を「会員と同一の世帯に属し、かつ、同居している親族その他の世帯員（以下「親族等」という。）」に改め、「ときは、」の次に「別表に定める」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「共済見舞金」を「見舞金及び死亡弔慰金（以下「共済見舞金」という。）」に、「つど」を「都度」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。

別表見舞金の部全焼・全壊の項中「1,200,000」を「1,500,000」に改め、同部半焼・半壊の項中「600,000」を「1,000,000」に改め、同部部分焼・部分壊又は消火活動に伴う水・破損の項中「250,000」を「500,000」に改め、同部その他の項中「30,000」を「40,000」に改め、同表死亡弔慰金（死亡1人につき）の項中「600,000」を「700,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市火災共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した火災等について適用し、同日前に発生した火災等については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の大東市火災共済条例の規定による共済加入の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第32号

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

市長の附属機関として、大東市災害弔慰金等支給審査会を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第16条）」を
「第5章 大東市災害弔慰金等支給審査会（第16条）
第6章 雑則（第17条）」に改める。
第3条中「以下この章及び次章において」を「第4章を除き、以下」に改める。
第12条第1項中「3条」を「第3条」に改める。
第5章中第16条を第17条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 大東市災害弔慰金等支給審査会

第16条 法第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議するため、大東市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。ただし、災害の状況を勘案して市長が必要と認める場合は、5人を超えて委員を増員することができる。
- 3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

大東市行政手続条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により行政手続法（平成5年法律第88号）が改正されることを踏まえ、所要の改正を行うため。

大東市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市行政手続条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の手相手となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第34号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

粗大ごみの処理手数料に係る納付方法の拡充及び事業系一般廃棄物の処理手数料の額の変更等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「証紙による収入の」を「次に掲げる」に、「徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 証紙による方法

(2) クレジットカードを使用する方法

(3) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引による方法

別表ごみの部中「一般家庭」を「家庭系廃棄物」に、「多量に排出する業態者及び家庭」を「事業系一般廃棄物」に、「1,320円」を「1,540円」に、「つど」を「都度」に、「多量に排出するもの」を「事業系一般廃棄物における週間2回収集」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第24条第2項の改正規定は令和8年6月1日から、別表の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第24条第2項の規定は、令和8年6月1日以後に申込みのある粗大ごみの処理について適用し、同日前に申込みのある粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後に収集する廃棄物について適用し、同日前に収集する廃棄物については、なお従前の例による。

議案第35号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第36号

大東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

大東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正され、乳児等のための支援給付が新たに市町村の給付制度として創設されたことに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため。

大東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都

道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者

の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦

情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい

て記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提

出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ

ったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第37号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

大東市児童福祉施設等設置審議会及び大東市児童福祉審議会の担任する事務を大東市子ども・子育て会議に集約すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市児童福祉施設等設置審議会の項及び大東市児童福祉審議会の項を削り、同部大東市子ども・子育て会議の項中「子ども・子育て支援法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項、子ども・子育て支援法」に、「大東市次世代育成支援対策行動計画」を「こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく大東市こども計画」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大東市児童福祉審議会」を「大東市子ども・子育て会議」に改める。

議案第38号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

市立保育所及び市立認定こども園で特定乳児等通園支援を実施する場合における利用者が負担する費用の額を定めるため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業等」に改める。

第1条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。以下この項において同じ。）、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援（市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和3年条例第20号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において行われるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額
- (2) 特定乳児等通園支援 乳児等支援給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額

第4条第1項を次のように改める。

市長は、教育・保育給付認定子ども又は乳児等支援給付認定子どもに対し、市立保育所又は市立認定こども園において教育若しくは保育又は乳児等通園支援を行ったときは、教育・保育給付認定保護者若しくは乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

第5条中「教育・保育給付認定保護者」の次に「又は乳児等支援給付認定保護者」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 39 号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

令和 8 年度に限り、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による

特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条

の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同

年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第40号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂伸子

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正され、国民健康保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が追加されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第48条」に、「第43条」を「第49条」に、「第44条—第47条」を「第50条—第53条」に改める。

第11条第3号中「介護納付金賦課被保険者（）」を「世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（）」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第12条中「第30条、第32条及び第33条」を「第35条、第37条及び第38条」に改め、同条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条第1項中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第17条中「第30条、第32条及び第33条」を「第35条、第37条及び第38条」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第22条中「第30条及び第33条」を「第35条及び第38条」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第47条を第53条とし、第44条から第46条までを6条ずつ繰り下げる。

第7章中第43条を第49条とする。

第6章中第42条を第48条とし、第35条から第41条までを6条ずつ繰り下げ、第34条を第40条とし、同条の前に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額の減額)

第39条 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、第30条の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第35条第5項、第37条第4項の規定により読み替えられた同条第1項及び同条第2項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第30条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第42条」を「第48条」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に、「第42条第1項」を「第48条第1項」に、「第5項各号」を「第6項各号」に改め、同条第4項中「第42条」を「第48条」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、「第26条」との次に「、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第21条」との次に「、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第30条」を「第35条」に改め、同項第2号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第28条」と、「第16条」とあるのは「第31条」と読み替えるものとする。

第33条に次の1項を加える。

10 第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第28条」と、「第16条」とあるのは「第31条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

第33条を第38条とする。

第32条第2項各号列記以外の部分中「第30条」を「第35条」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「当該各号」を「当該各号ア」に改め、同条第3項中「第20条」と」の次に「、前項中「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第30条」と、第2項中「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

第32条を第37条とする。

第31条中「及び前条第1項」を「、第19条、第24条及び第29条並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第30条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を、「(以下この項)の次に「及び第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第31条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額

(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計

算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第30条第2項の規定は、前項各号ア及びイに掲げる額の決定について準用する。

第30条を第35条とする。

第29条第1項中「介護納付金賦課額」の次に「、第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「第32条第1項」を「同条第5項各号に定める額、第37条第1項」に、「同条第3項において」を「同条第3項及び第4項において」に、「第33条第1項各号（同条第3項及び第4項）を「第38条第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「又は同条第5項各号（同条第7項及び第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「又は第39条第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「次条第1項各号に定める額、第32条第1項」を「第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額、次条第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額、第37条第1項」に、「第33条第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額」を「第38条第1項各号に掲げる額、同条第6項各号に掲げる額又は第39条第1項に定める額」に改め、同条を第34条とする。

第28条を第33条とし、第27条を第32条とし、第26条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第27条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第35条、第37条、第38条及び第39条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第39条に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第28条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第29条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算

定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第30条 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第31条 第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

附則第3項中「(附則第8項において「施行日」という。)」を削る。

附則第4項から第8項までを削り、附則第9項を附則第4項とする。

附則第10項中「附則第9項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第12項中「附則第9項第3号ア」を「附則第4項第3号ア」に、「附則第9項第3号イ」を「附則第4項第3号イ」に、「附則第9項第3号ウ」を「附則第4項第3号ウ」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第13項を附則第8項とし、附則第14項を附則第9項とする。

附則第15項中「附則第14項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第17項中「附則第14項第3号ア」を「附則第9項第3号ア」に、「附則第14項第3号イ」を「附則第9項第3号イ」に、「附則第14項第3号ウ」を「附則第9項第3号ウ」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第18項を附則第13項とし、附則第19項を附則第14項とし、附則第20項を附則第15項とする。

附則第21項中「第30条」を「第35条」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第22項中「第37条第1項」を「第43条第1項」に改め、同項を附則第17項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定（附則第21項中「第30条」を「第35条」に改める部分及び附則第22項中「第37条第1項」を「第43条第1項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大東市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年度分の保険料に係る改正後の第31条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令」とあるのは「国民健康保険法施行令」と読み替えるものとする。

議案第41号

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

本市内に事業所を有しない事業者が市内で企業を立地するに当たり、新たに設備を取得した場合における奨励措置を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市企業立地促進条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 事業所 本市内において事業者が自己の事業の用に直接供する建物（事業者が建物の一部を自己の事業の用に直接供する場合にあっては、その部分）をいう。
- (3) 土地 事業者が自己の事業の用に直接供する土地をいう。

第2条に次の2号を加える。

- (8) 企業の立地 土地の取得若しくは賃借をすること又は新設、増設若しくは建て替え若しくは事業所を賃借することをいう。
- (9) 設備 企業の立地（土地の取得又は賃借を除く。）に伴い、新たに取得した事業者が自己の事業の用に直接供する償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）であつて、当該償却資産の取得に要した費用の合計額が20,000,000円以上のものをいう。

第3条第2号及び第3号中「床面積」を「延べ床面積」に改め、同条第4号中「以上」の次に「（当該敷地内に次号に該当する事業者が賃借した事業所が存する場合は、当該事業所が存する部分を除く。）」を加え、「事業の用として」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 新たに延べ床面積100平方メートル以上の事業所（建築面積100平方メートル以上の建物に限る。）を賃借した事業者
- (6) 本市内に事業所を有しない事業者のうち、第2号（増設をした事業者を除く。）又は前号に該当することとなったものであつて、新たに設備を取得したもの（これらの号に該当することとなった日の属する月の前後3か月の期間内に新たに設備を取得したものに限る。）

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この条例の対象となる事業者としない。
 - (1) 前項第1号又は第4号に該当する事業者がこれらの号の対象となる土地を賃貸した

場合

(2) 前項第2号、第3号又は第5号に該当する事業者がこれらの号の対象となる事業所を賃貸した場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認める場合

第9条第1項第2号中「面積」の次に「及び新たに賃借した事業所の建築面積（建物の一部を賃借して事業所として使用する場合にあっては、当該建物の建築面積に当該賃借した部分の床面積を乗じて得た面積を当該建物の延べ床面積で除して得た面積）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 設備に係る固定資産税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
第10条を次のように改める。

（補助金の交付対象期間）

第10条 補助金の交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 補助金の対象となる土地及び事業所に係る固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。

(2) 補助金の対象となる土地及び事業所の賃貸借に係る契約の期間の始期から最初に到来する1月1日が属する年度の翌年度から起算して5年度の間とする。

(3) 補助金の対象となる設備に係る固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して3年度の間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大東市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第3条第1項各号のいずれかに該当することとなる事業者に対する指定事業者の指定及び補助金の交付について適用し、施行日前に改正前の大東市企業立地促進条例第3条各号のいずれかに該当することとなった事業者に対する指定事業者の指定及び補助

金の交付については、なお従前の例による。

印刷物番号

7 - 6 5